

令和元年度 第2回 岩手県森林審議会林地保全部会 議事録

- 1 開催日時 令和元年 11月8日（金）15:10～16:30
- 2 開催場所 岩手県庁 12階 特別会議室
- 3 会議次第 別紙のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
- 5 議事録 下記のとおり

発言者	発言内容
事務局	<p>ただいまから、令和元年度第2回岩手県森林審議会林地保全部会を開催いたします。</p> <p>部会の資料につきましては、事前に送付してご持参していただくようお願いしておりました。お手元がない場合は事務局より資料をお渡しいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>次に、部会の成立報告をいたします。</p> <p>「部会運営規定第5条の4」の規定により、部会は部会委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。</p> <p>当部会の委員総数は5名であり、本日は、全委員が出席しており、部会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、「運営規程第4条」の規定により、部会長が必要と認める者に部会の出席を求め、意見を聴くことができることとなっております。今回、有識者の立場で、富士大学 学長 岡田秀二様に意見をいただきたく出席をお願いしております。</p> <p>それでは開会にあたりまして、農林水産部森林保全課総括課長より挨拶を申し上げます。</p>
総括課長	(挨拶)
事務局	<p>次に、本日の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>部会長の佐藤順一様です。部会委員の川村冬子様です。同じく郷右近勤様です。同じく猪内次郎様です。同じく佐藤理香様です。</p> <p>富士大学学長、岡田秀二様です。</p> <p>続きまして、事務局の主な出席者を紹介させていただきます。</p> <p>森林保全課総括課長の西島です。森林保全課の主任主査の溝上です。主査の音喜多です。</p> <p>最後になりますが、私は、本日の司会をさせていただきます石亀です。</p> <p>次に議事に入りますが、「部会運営規程第3条の2」の規定により、議長を林地保全部会長にお願いします。</p>
議長	<p>それでは暫時、議長として議事の進行をさせていただきます。</p> <p>本日の審議事項は2件となります。風力発電施設、太陽光発電施設ということで、何れも大変広い面積となりますので、慎重にご審議を賜ればと思っております。よろしく願いをいたします。</p> <p>審議事項に入ります前に、報告事項「10ha未満の林地開発許可について」を事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「10ha未満の林地開発許可について」報告いたします。</p> <p>資料No.1を御覧ください。</p> <p>(資料No.1を説明)</p>

議長	<p>規定上、小さいものは、報告事項としてとりあつかうことになっているというのですが、ただいまの報告について、御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次第4の審議事項に入りたいと思います。</p> <p>審議に入ります前に、本日の審議につきましては、原則、公開としますが、審議の過程において、非公開とすべき事務・事業に関する情報の説明等が必要となった場合は、その時だけ非公開とさせていただきますので、予め御了承をお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>令和元年10月18日付で岩手県知事から意見を求められた審議事項2件について、審議を行います。</p> <p>始めに「(1)遠野市小友町26地割地内の工場、事業場の設置(風力発電施設)及び道路の開設に係る林地開発許可について」を審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
	<p>資料NO.2を御覧ください。 (資料NO.2を説明。)</p>
議長	<p>ただいま説明をいただきましたが、みなさんの御質問、御意見の前に確認をさせていただきます。6ページの資金計画について、350億円ほどの予算規模なのですが、資金の確認の状況をもう少し詳しく教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>資金計画につきましては、融資関心証明書というものを二つの銀行からいただいております。こちらに記載している金額により賄われるという計画となっております。造成費用につきましては、全体の造成以外のブレードの費用、本体の柱の費用の他に林地開発単体としてこの845百万となっております。林地開発以外の工事費としては753百万ですし、その他土地造成工事以外の基礎工事、据え付け工事、電気工事など全て含めると全体の工事費となります。</p> <p>関心証明書とは、事業が始まれば正式な契約書になるのですが、始まる前の状態なので、このように融資をしますという表明をするという形の書類となっております。プロジェクトの金額が大きすぎるので、事業が始まる前に融資の契約にできないらしく、最初のうちはあなたの企業に融資をしますと関心証明書という形で出されることが多いです。</p> <p>それでは、ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>風力発電施設を設置するにあたり、所有者に説明会をされたと思うのですが、その中で不安だというお話があればお聞かせください。</p>
事務局	<p>こちらに関しては、事業者が地元駐在者を派遣していて、アセスの段階から事業説明等をされていたので、あまり反対の意見はありませんでした。地元根差した形で計画されております。住民の方からは、工事の影響について、不安な点がお話されているのですが、説明をする中で了解され、進んでいるようです。</p>
議長	<p>その他はございませんか。</p>
川村委員	<p>所有者さんは、どなたでしょう。という話を毎回しておりますが、次回から資料の中に、地元住民、会社所有等を記載していただけたらありがたいです。</p>
事務局	<p>個人名、会社名は出せませんので、地元住民、国有林であれば国有林、県行造林であれば県行造林等の表現で何人くらいというような記載をしたいと思いません。面積の内訳も必要でしょうか。</p>

川村委員	面積の内訳はなくてもよいです。 太陽光は面的な広がりで扱うことが多いですが、今回は線でしかも高さのある事業ということで、我々としても初めて取り扱うものとなるので。
事務局	今回、林地開発は7筆の申請となっておりますけれども、所有者は、遠野市、会社組織が1社、個人は1名で3者の所有となっております。
議長	中身としては、ほとんどが道路ということでよろしいでしょうか。
事務局	はい。実際、サイトの部分は、2,000㎡に満たないものが多いので、土場状態になっているものが点々とある状態です。サイトは場合によってはフェンスで囲むのですが、こちらの場合は、道路の入口を所有者と鍵を共有して閉鎖する形なので、風車自体にはフェンスを置かず、風車の周辺を土場として利用できる形になります。その風車サイトの周りの平場も林業に利用できるような形になります。
議長	風車が、58m上で回るのでその下は使えますということですね。
事務局	補足説明致しますと、今回林地開発にて改変する面積の内、7割が道路となっております。
議長	林道規格相当と言っておりますが、どの程度の規格ですか。
事務局	一級林道相当です。
議長	他にございませんか。
猪内委員	風力発電は、初めてなのであえて質問します。 おそらく、常に風が吹いている所と思うのですが、そこに道路をつけていくと隣接する林地への風のあたり方が変わって被害が出た場合、隣接する国有林及び所有者さんとは、速やかに撤去しますとか、補償はどうしますかとか等のお話をされているのでしょうか。 もう一点は、先ほど、羽に色を付けますという説明がありましたが、付近に風車ができることによってなんらかの制約ができるのでしょうか。
事務局	風車の色の関係ですが、鳥の通り道等はアセスの中で調べていまして、通り道及び主要なエサ場等の周辺は、避けて別の場所に風車を移動しています。 鳥の往来の多い所は避け、視認性を高めるためにブレードの先端を赤く7m塗るということで、これは、他の事例の中で実績があり、有識者から助言を受けて塗るといふことだそうです。
猪内委員	風車の設営に関して考えられるリスクは、どのようなものがありますか。
事務局	山の上なので、何か生じた時にすぐに駆けつけられないということが懸念されるのですが、何か生じた場合に連絡が行くシステムにはなっております。1時間以内には駆けつけられるように駐在者をおいて、常に監視をしているという形になっております。 所有者の話なのですが、今は同意書の段階で、事業が着手され本契約になった中でその辺りの事が決まっていく予定です。事業者は、かなり誠実に対応していますが、審議会で意見を受けたということで、事業主へ風の被害を受けた場合の対応を決めておいてくださいということは伝えたいと思います。 道路の使用の管理形態で、所有者へ鍵を持たせるということからも分かりますが、道路自体がほしいという意向があり、事業用で作ったものを使わせてほしいということで関係者には鍵を渡すことであり、道路自体が所有者にとってプラス働くということになっていると思います。
議長	他にございますか。
岡田会長	住田町側の現在の農地の利用状況を教えてください。 また、法面の切盛りが非常に高いので、もう少し低くするべきだと思います。それが、できなかった理由は何かお聞かせください。そして、法面の種子の吹付は、具体的に何の種か。もう一つは、最近の最もこの現場に近い雨量を教えてください。
事務局	農地の利用につきましては、住田町の牧野だということは確認していたのですが、利用形態が牛か馬かなどは、確認しておりません。
議長	そもそも、今は使われているのでしょうか。

事務局	尾根で、牧場の端をかすめる形であり、直接審査には関連しなかったので確認しておりません。（補足：現在は使われていない。）
岡田会長	107号の峠は、毎年災害が起これ、ずっと工事をしているので、必ずしも安心安全のイメージがないです。そこは、きちんと教えてほしい。
事務局	切盛りの高さについては、急勾配になると災害が起きやすいので、ある程度の一定勾配で道路の勾配を調整します。切盛りの高いところは、勾配がきつくならないように調整しているので切盛りが高くなることとなります。 逆に言うと、切盛りするのでその分については、排水施設であったり、沈砂池であったりを設けてより安全になるように施工するという形で計画されています。そのまま、20年間維持管理するため、おかしい箇所については、逐次指摘をして修正をお願いしておりました。 吹付種子につきましては、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、メドハギ等の4種混合を想定しているということです。 公共工事でも、盛土の法面に吹付をする際によく使っているものです。 雨量データについて、遠野の30年確立の10分間の降雨強度につきましては、103.7mmとなります。過去の日最大雨量は、2007年に162mm。時間雨量の最大が2017年50mmとなります。今年の10月12日から13日の台風19号の際には、時間雨量最大26mm、24時間累積が139mmでした。
岡田会長	心配なのは107号そのもの。取付を沢を跨いで変えている。公共工事が雨量的には大丈夫だという中で災害が起これているのは事実です。だからあそこは変えてある。それを踏まえると本当に大丈夫かと気になります。今の数字で崩れることがあったら、基準がそうなっているからやりましたと言わざるを得ないのではありませんか。
議長	尾根が主なので、水についてはたぶん集水面積があって道路に来るのではなく、一番高い所に道路ができていますので、水の心配は部分的にはあっても大きな心配はないのではないのでしょうか。
岡田会長	私が心配しているのは、尾根筋にいくのだけれども、ピークがあって流れていく、道路を作ったらそれはもう変わらない。
事務局	審査上で行っているのは、水がきちんと各地区に散らされるような審査をします。まとめて、どこかに流れ、道上を水が流下する状態にならないように確認し、暗渠があれば暗渠が詰まらないかどうかを審査しております。
議長	他にございますか。
川村委員	最近の台風被害のお話があったところですがけれども、過去に経験したことがないような大雨がということは何度も聞かされていますと、基準として定められているこの10年確立で想定されている雨量のというくだけがいつまで通用するのか疑問を感じます。この部会では、そこまで突っ込む話ではありませんが、いずれそれが見直される時が来るのでしょうか。
事務局	規定は、10年とか30年ですけれども、その基準自体が数年に一度更新されます。その際、これまでの雨量データに追加の5年なり6年なりの雨量データを加え、新たに計算し直して、最新のデータになります。 近年になって短時間豪雨が増えているというのも、次の雨量統計の際には反映されることになり、降り方の違いも反映させ変えていくということになります。 ちなみに、前回の降雨強度式の報告書の中で、次回は、こうすればいいということが記載されていたので、集中豪雨にどう対応するか検討しながら作っているようでしたので、反映されていくと思います。
議長	いずれ、基準は基準として森林審議会の意見を聞くということで、意見として出さなければいけないのですが、開発者へ過度に負担をかけてはいけない中で、できる範囲で安全側に立った対応をしてもらえばいいと思います。 災害情報等も含め、国の方にもその辺を見てもらって、同じ雨量でも地域によって集中的に来たりしますので、その辺も勘案した形で、状況をしっかり見て基準を常に見直していくような形でやってもらえばいいと思います。
岡田会長	全体計画をイメージすると常時風が吹いている、ピークに向かってものす

	<p>ごい風が吹いている訳ですよね。そうすると、一度裸地化すると、法面を裸にする訳ですので被覆をできるだけ早くしていかないと、風と雨となると簡単に川になってしまう。施工中も、しっかりと管理、監督するということが大事だと思います。</p>
川村委員	<p>森林の機能の一つに景観があり、大事だと思いますが、先ほど見せていただいたモニター写真のような真っ白な風車ではなく、赤くなったものが並ぶというお話でしたので、景観的には好みの問題もあるでしょうけれども、今まで私達が見ている釜石の牧場ですとか、盛岡の郊外のものとは少し違うのだなと覚悟しておかなければいけないと思っております。</p>
事務局	<p>赤く塗られるのは、全28基中、5基だけです。</p> <p>風車の色自体も、塗料がだんだんと変わっておりまして、空に溶け込む色になっているそうです。青黒みがかったもの、空に溶け込む色になっているそうです。景観にも配慮するよう、事業者さんもやっているようです。</p> <p>実際、審議会に先立ち、我々も現地調査に行っておりますが、行ったからには写真を撮りたいので周囲を1周回ってみたのですが、ほとんど見える所がありませんでした。</p> <p>集落の方まで入っていくと、先ほどのモニターでお見せしたように何本か見えるくらいとなりますが、国道からは、チラッと1本見えるかどうか、という様なほとんど見えない状況です。</p> <p>逆の発想で、葛巻町のようにそれを観光資源にしたいという趣旨からすると、かなり弱い感じになる印象です。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>お諮りしたいと思います。原案のとおりの内容で許可することでご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>御異議なしということで、先ほど各委員から御意見いただきましたが、こういったものを反映させていただくということで、林地保全部会としては、原案での許可を可とすることといたします。</p> <p>次に、審議事項2件目、「(2) 九戸郡洋野町種市第4地割字続石(つづくいし)地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について」を審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料NO. 3を御覧ください。</p> <p>(資料NO. 3を説明。)</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いをいたします。</p>
川村委員	<p>所有者さん情報をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回は、4筆ございまして、所有者さんは共有で持っている方もいらっしゃいまして、述べ人数で4名。全て個人所有になります。</p>
郷右近委員	<p>遺跡はいつの時代のものでしょうか。それと、この発掘調査というのは教育委員会で行われたのでしょうか、どのくらいの期間で行われたのでしょうか。</p>
事務局	<p>住居跡や罫の跡が出土しておりまして、それは上に土をかけて保護等を行うことで良いです。</p> <p>埋蔵文化財の発掘調査ですけれども、連続して行ったわけではなく、教育委員会の時間が取れる時に断続的に行われたそうです。</p> <p>延べ3年ほどかかっていると聞いております。最初に航空写真で見させていただいたように溝で掘った調査で出てきたので、本格的な発掘調査を今年の6月末まで行ったと聞いております。</p>

郷右近委員	業者さんは調査が3年かかっていた間は、ずっと待っていたということでしょうか。
事務局	はい。その通りです。 遺跡の種類としては、縄文時代早期の土器などが顕出されております。 落とし穴とかの幅 50 cm くらいの長い穴に兎が走っていき落ちるという原始的な罠のようなのですけれども、その穴が何か所もあるというのが、見えました。
郷右近委員	業者としては、当初の予定よりもだいぶ事業が遅れてしまったということですね。
事務局	はい。
岡田学長	残置森林が足りないのではないですか。
事務局	残置森林と造成森林で25%以上となります。
岡田学長	造成森林は、何パーセントですか？
事務局	係る森林に入っておりますが、2.9872ha。そこに残地森林が加わり 11.9029ha になり、森林率が 29.2% になります。
岡田学長	造成森林は、どこに造成するのですか。
事務局	周囲に植栽するのと、真ん中に分断されるように造成されるものとなります。資料4頁の利用計画図をご覧ください。利用計画図の中で薄い緑で格子にハッチングしている部分、主に1工区、2工区の境。それから、東側に第1洪水調整池兼沈砂池、南側に第2洪水調整池兼沈砂池がありますけれども、その下流側が造成森林の区域になっております。
岡田学長	ここは、何を植えるのですか。
事務局	主に、スギを植える予定と聞いております。
岡田学長	伐採の際の再生林計画は出ていたのですか。
事務局	出ていたと思うのですが、伐採届が出され、それが途中で開発になったという経緯です。
岡田学長	当初から計画だったのか、途中からの計画になったのか。 そういう所有者の意向があってもおかしくない。林地開発の中で当初から開発予定があって伐採するというのはどのくらいあるものか。それは、押さえておいた方がいいと思う。
事務局	開発前の伐採は、「しないでください。」という事は、相談に来られる度に「開発前に伐採届出を出しても伐採はダメです。」と釘を刺してはいます。
岡田学長	残念ながら林地開発は、10ha という事で、焦点化して議論をするという事になっているのだけれども、森林の管理をしたり、持続性であったり、自然との関係の上手な付き合い方をしようと思ったら周辺全体の状況だとか林班の状況、そういった事を考慮するのが我々セクターとしての責務だと思います。そこが、気になります。 樹種と林齢を見ても相当な林齢です。経営の意欲がどうして所有者に出てこないのだろう。 そこは、単に開発されただけでなく、我々が林地開発という制度、仕組みを持っている役所であるだけに、その理由もしっかり把握できているかどうかが大変だと思います。
事務局	現地調査へ行っておりますが、伐採跡地になっております。伐根等は相当な大径木のものであり、通常の木材生産として一度利用された跡となっております。伐採届については、おそらく天然更新で出されているのではないかと思います。天然更新の状況も場所が穏やかな所で、太陽光発電をするくらい日当たりも良い場所なので天然更新も凶られつつあるような現況です。
岡田学長	できれば森林を減少させないというのが、林地開発のそもそもの理念です。しかも、人工林で循環させるということをしていかないとそれ以外の森林を

	<p>どうやって守るのかということになります。人の手が入りにくいので自然の力をできるだけ借りてということになると、どうしても森林が必要です。地域にとっても地球環境にとっても。</p> <p>人の手を加えて造成していくという箇所であることは間違いないと思います。そこが、森林法上から外れて行くということについて、林地開発の法律そのものが持っている欠陥だと思います。</p> <p>それを運営上どこまで所有者の同意を得ながら、まさに先ほどの審議会では県が主体的にとっている訳ですから、本当はそのようにできればいいのですが。</p>
事務局	<p>個人の財産の使い方というのは、どうしても個人の財産という事になりますが、こちらに関しては、道路の直ぐ脇ですし、地形も非常に条件がいい場所です。今回は、20年間の予定で太陽光発電に使用するという事になりますが、撤収された後、大規模に造成するわけではないので地山地形のまま物が残るとなった時に、事業者さんと所有者さんの約束事もあるかと思いますが、仮にそれが無かったとしても造林するには楽な場所です。</p> <p>終わった後はそういう好条件部分が出てきますので、造林される方及び広葉樹施業をされる方が多い地区ですので、そういう状況になればまた森林に戻される可能性が非常に高いのではないかと考えています。事業者さんと所有者さんへは、開発後どうするかという事を考えながら事業を進めていただく様、我々も毎回指導をしております。</p>
岡田学長	<p>我々の持っている法律の限界があるので、やむを得ないということはその通りだと思います。</p> <p>もう一つ気になるのは、太陽光の場合パネル自体に何を使っているのか。例えば、台風災害が起こってもものすごい強風、千葉でも56m吹いたという事になると、簡単に飛んでしまうし、鉄塔も倒れてしまう。30ha パネルを並べてあるもの全て飛んでしまう。その際、破壊された時に何が出てくるのか、我々にはブラックボックスです。怖いものを持っているのだということは、意識しなければならないと思います。</p>
議長	<p>制度自体に限界、あるいは言ってみれば欠点的なものがある制度ですが、どこまで適切な開発だったり、地域の森林を守っていったりできるかという所で、議論しているわけですが、こういう場所の良い所で一番心配するのは、20年後に事業が終了してパネルが撤去された跡地は、白地となります。そうすると、何の許可も必要とせず何でもできてしまうという心配も土地利用の面からあると思います。</p> <p>ただ、これを森林法でどうにかできるかというところでもないので、事後の事にもビジョンをしっかりと持っていただければと思います。</p> <p>山に戻すなら戻すという事を、しっかりとやっていただかないと後々に課題を残すと思いました。</p>
川村委員	<p>2頁の林況の所に、開発前に林業経営上で伐採されていると書かれていますが、林業経営上というのは要するに、木材を売りたいと、所有者さん達が自主的に木を伐りました。その後、たまたま遺物が発見されたので遺跡の調査も行いました。当然、木を植えることはできないでいた。そこが、今回事業地に利用されることになった。というストーリーでよろしいわけですね。</p> <p>今まで色々見せていただいた他の太陽光発電の開発地の契約ですと、契約終了の20年後に元の状態に戻す事がうたわれているのが普通だったと思います。この場合は、どういう状態に戻し、その後どうするのか契約に書かれていますか。</p>
事務局	<p>固定買い取り制度終了後、地上権者の負担で解体撤去し、土地を土木工事後の状態に戻し所有者に更地で返還するという形になっています。</p>

川村委員	改めて木を植えましょうということは、今回書かれていないということですね。そうであれば、なんとかその点を指導していただけたらと思います。
事務局	はい。審議会からの意見というか要望としてお伝えしたいと思います。
議長	それでは、他にご意見等がなければ、お諮りしたいと思います。原案のとおりの内容で許可することで、御異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
議長	御異議なしということで、先ほどらい意見が様々出されておりますので、それを反映した形でということで、林地保全部会といたしましては、原案での許可を可とすることといたします。 審議事項は以上でございますので、以降は、事務局にお返しします。
事務局	本日は熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。 これもちまして、令和元年度第2回岩手県森林審議会林地保全部会を閉会とさせていただきます。

令和元年度 第2回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和元年 11 月 8 日 (金)
15 : 00～

場 所 : 岩手県庁 12 階 特別会議室

審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (令和元年 7 月 29 日～令和元年 11 月 7 日) について

【資料 No. 1】

4 審議事項

(1) 遠野市小友町 26 地割地内の工場、事業場の設置 (風力発電施設) 及び道路の開設に係る林地開発許可について 【資料 No. 2】

(2) 九戸郡洋野町種市第 4 地割字続石地内の工場、事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る林地開発許可について 【資料 No. 3】

5 閉 会

令和元年度 第2回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員 委 員	佐藤 順一 川村 冬子 郷右近 勤 佐藤 理香 猪内 次郎	
有識者	富士大学学長	岡田 秀二	森林審議会会長
事 務 局 岩手県農林水産部 森林保全課	総括課長 主任主査 主任主査 主 査 主 査 主 任 (静岡県派遣)	西島 洋一 石亀 竜太 溝上 賢太郎 岸上 潤 音喜多 陽子 野末 尚希	
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター	主 査	三上 義一	